

令和5年度 第2回大和市社会福祉審議会 議事録

- 日時：令和5年7月12日（水）午後6時30分から午後7時40分
- 場所：大和市保健福祉センター 5階 501会議室
- 参加状況：以下のとおり

[出席委員] 13名

西田委員、堀合委員、石井委員、村上委員、加藤委員、妹尾委員、小野委員、
北林委員、村井委員、大出委員、熊井委員、垣見委員、遠藤委員

[欠席委員] 2名

和田委員、二見委員

[事務局]

健康福祉総務課

[傍聴者]

なし

【次第】

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議題
 - (1) 第6期大和市地域福祉計画の策定について
 - ① 第6期大和市地域福祉計画の構成案について ≪資料1≫
 - ② 地域福祉に関する各種統計データについて ≪資料2≫
 - (2) 第5期から第6期への体系整理案について ≪資料3≫
4. その他
5. 閉 会

***** 以下、要旨記録 *****

1. 開 会

2. 会長あいさつ

前回の審議会で、進行管理として評価シートを作成したが、会議時間が予定を大幅に超過した。各委員に予め意見を記載してもらい、会議ではそれをまとめるなどし、長時間とならない工夫をしたい。

3. 議題

(1) 第6期大和市地域福祉計画の策定について

①第6期大和市地域福祉計画の構成案について

事務局より、資料1「第6期大和市地域福祉計画 構成案」に基づき内容を説明。

委員：第5期大和市地域福祉計画の構成と大きく変わってはいないが、第1章が「地域福祉計画の考え方」から「策定にあたって」という表記に変わっている。内容は変わらないか。

事務局：内容は大きく変わらない。他の自治体でも記載している内容については網羅していきたいが、現行計画で多少記載しすぎている部分もあるので、今後精査していきたい。

②地域福祉に関する各種統計データについて

事務局より、資料2「地域福祉に関する統計データについて」に基づき内容を説明。

委員：個別目標等体系が決まらないと必要となる基礎的データが決まらないのではないかと。また、成年後見や再犯防止に関するデータは必要になる。

事務局：今後策定を進める中で、掲載するデータを増やすことは可能である。

委員：第5期の計画は西暦で表記されていた。今回は和暦だが、どちらが見やすいか。

事務局：前回策定時は元号が変わる時期であったため、和暦と西暦を併記していた。委員の皆様のご意見をいただきたい。

委員：行政としては、主に和暦表記を採用しているのか。

事務局：国の通知等、公式文書は和暦を採用していることが多い。

委員：過去と比較する時は、西暦表記が見やすい。

委員：長期にわたってデータを比較、分析するのであれば、西暦のほうが整理しやすい。

会長：西暦と和暦を併記するのが良いと考える。

委員：総合計画の表記と統一が望ましい。

委員：柔軟に使い分けしてもらいたい。

事務局：策定を進める中で整理していきたい。

委員：福祉に関する圏域設定について伺いたい。圏域ごとの統計データが必要になるのではないかと。

事務局：資料2の「地域別の人口の推移」で示している、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の日常生活圏域の区分が、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会のエリア分けと同一であり、地域福祉における圏域として捉えている。

委員：圏域ごとの課題や状況等を把握するにあたって、現段階でわかるのは人口だけである。その他にも高齢化率、障害者手帳取得率、18歳未満人口など、いろいろなものが出てくるのではないかと。圏域ごとの福祉計画を策定する場合は、圏域ごとの基礎的

データが必要になる。

会 長：自治会加入率の推移について、圏域ごとのデータがあると良い。

事務局：本市では、地区社会福祉協議会と地区民生委員児童委員協議会については11地区に分かれているが、自治会については15ブロックに分かれている。ブロックごとに自治会加入数の推移等を示すことは可能であると思うため、検討させていただきたい。

会 長：要介護認定者数の推移が掲載されているが、併せて介護保険にかかった費用の推移があるとよい。介護の認定者数も大事だが、どのくらい介護サービスが利用されているかを把握することも必要ではないか。

委 員：費用に目を向けることで介護予防事業の成果が見えるようになるのではないか。

事務局：介護保険事業計画や障害福祉計画の改定も進めているところである。分野計画と地域福祉計画をどのように関連させるとよいか検討したい。

委 員：各分野計画に横断的にある共通事項を、地域福祉計画にピックアップしていくことが基本である。担い手不足、適切な情報提供、地域のつながりの希薄化といった課題はどの分野にもあると思われる。

委 員：成年後見と再犯防止について、関連する統計データをそれぞれの計画に載せるのであれば、その点を地域福祉に関連する統計データの掲載箇所に付記した方が良い。また、「被保護世帯」のグラフに、総件数を入れていただきたい。

委 員：要保護児童に関するデータを掲載する必要はないか。

事務局：要保護児童については、こども関連の計画が別にあるため考えを整理したい。

委 員：見守りや権利擁護の視点から考えると、虐待に関する通報件数・対応件数の推移は各計画に分散して掲載するというだけでもよいが、できれば地域福祉計画にも掲載することが望ましい。

(2) 第5期から第6期への体系整理案について

事務局より、資料3「第5期から第6期への体系整理案」に基づき内容を説明。

委 員：現行計画で使われている「権利擁護」という言葉がなくなっている。具体的な取り組みとしては、新たな個別目標の中に「虐待防止に関する取り組みの強化」として盛り込まれているが、個別目標の文言に「権利擁護」を残したほうがよい。

事務局：成年後見制度利用促進計画を市で策定することが努力義務化されたことから、これまで個別目標4の「権利擁護の仕組みづくり」の中で成年後見制度に関連する事項を記載していたものを、別に成年後見利用促進計画として章立てし、その中で詳しく記

載していくことを想定している。成年後見制度以外の権利擁護に関連する事項について、引き続き地域福祉計画に盛り込むか、他の分野別の計画の中で記載していくか、考えさせていただきたい。

会 長：権利擁護については、「成年後見」、「障害福祉の合理的配慮」、「ユニバーサルデザイン」等も関連してくる。どこまで地域福祉計画に位置付けるか取り扱いが難しい。

事務局：合理的配慮の問題やユニバーサルデザインについては、障害者基本法に基づく障害者福祉計画等に深く関わっている。地域福祉として共通なものがあれば、地域福祉計画にも入れることはできると考える。障がい福祉主管課と調整したい。

委 員：次期計画では包括的な相談支援体制を整備していくということだが、第5期のほとんどの期間がコロナ禍であり、アウトリーチについて計画どおりにできなかったとの報告があった。そのため、引き続き「支援が必要な人たちの把握」を主な取り組みに入れたほうがよい。ニーズを把握することによって複合的な課題が見え、連携が必要になり、包括的支援につながる。以前に報告があったアンケート調査結果で、「相談できる人がいない」、「相談先がわからない」という意見が多数あり、支援を必要とする人たちの把握が進んでいない実態がみえた。

事務局：包括的支援体制の整備していく中でも支援を必要としている人の把握は重要な事項として捉えており、地域の協力もいただきながら進めていきたい。そのため、次期計画の「住民主体の相談支援活動の充実」で記載していくことを考えている。

委 員：包括的支援や重層的支援を進めていくにあたり、各福祉分野の個別計画と計画期間がずれていることは問題がないか。

会 長：高齢者計画と障害者計画は国の方針で、3年ごとに改定することとされているため、地域福祉計画の計画期間を6年にし、3年で中間見直しを行っている自治体もある。

事務局：市町村障害福祉計画は3年計画である。障害者基本計画については、特段決まりはないが、市の基本構想、総合計画の計画期間と一体的に整理することが多い。計画によっては期間を統一できない実情がある。

会 長：障害者計画と障害福祉計画は根拠法が異なるが、多くの自治体は両方の計画を一体的に策定している。そこに地域福祉計画も期間を合わせておいたほうが計画を立てやすいが、それぞれの計画には策定委員会が存在し、それらとのすり合わせが必要となる。

委 員：横断的な計画というところでは、期間を合わせた方が効力を発揮しやすい。

委 員：社会福祉協議会の地域福祉活動計画とどのように整合性を取るのか。

事務局：本市では、地域福祉活動計画と地域福祉計画はそれぞれ単独計画であり、互いの策定委員会に委員として参画し、情報共有を図っている。また、社会福祉協議会とは日

ごろから連携を取っており、担当者間でも情報を密にしていきたい。

委員：基本目標 2 と 3 のところは、共助と自助の部分だと説明があったが、この部分は住民行動計画を基本とした社会福祉協議会の計画と柱立てが変わってしまうのではないかと。社会福祉協議会と、互助、共助、自助というような柱立ての概念や方向性についてすり合わせをしておいたほうがよい。

4 その他

事務局より、指定管理者評価委員会及び次回審議会の予定を説明。

5. 閉 会